

## 司法修習生に対する給費制の維持を求める総会決議

当会は、司法修習生に対する給与の支給（以下「給費制」という。）を廃止し、希望者に対して修習資金を貸与する制度（以下「貸与制」という。）の実施を内容とする裁判所法「改正」法を見直し、給費制の維持を強く求めると共に、その実現のために全力を尽くす決意である。

### 【提案の理由】

#### 1. 裁判所法改正の経緯

司法制度改革審議会は、2001年（平成13年）6月に発表した意見書において、「将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置づけを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。」として、給費制の見直しを提言した。

これを受けて、2004年（平成16年）12月、給費制の廃止及び貸与制の導入を骨子とする裁判所法の改正が行われ（裁判所法67条の2）、施行期日は2010年（平成22年）11月1日と規定された。

同改正に際しては、衆参両議院において、政府及び最高裁判所に対し、以下の事項について格段の配慮をすべきという附帯決議がなされた。

- 「1 修習資金の額については、法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き続き、司法修習生が修習に専念することができるよう、必要かつ十分な額を確保すること。
- 2 修習資金の返還の期限については、返還の負担が法曹としての活動に影響を与えることがないように、必要かつ十分な期間を確保するとともに、司法修習を終えてから返還を開始するまでに、一定の据置期間を置くこと。
- 3 給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないように、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。」

## 2. 司法修習の目的と給費制の果たす役割

わが国の司法制度を担う法曹三者、すなわち、裁判官、検察官及び弁護士になるためには、原則として、司法試験に合格後、1年間の司法修習を修了することが必要である。司法修習は、法律実務に関する知識、技法の修得のみならず、市民の権利に直接関与する法曹としての高い職業意識及び倫理観の修得をも目的としている。

司法修習の重要性に鑑み、司法修習生に対しては、兼業が禁止され、全力で修習にあたるべき義務（修習専念義務）が課されているが（司法修習生に関する規則第2条）、この修習専念義務を担保するものとして、国庫から給与が支給される給費制が実施されてきた。給費制があるからこそ、司法修習生は、経済的な不安を持たずに、安んじて司法修習に専念することができ、また、貧富の差を問わず、あらゆる経済的階層から有為で多様な人材が法曹界に輩出されてきたのである。

さらに、給費制は、司法修習生が、将来、裁判官、検察官及び弁護士のいずれの道に進んでも、わが国の司法制度の一翼を担うという使命の自覚と高い公共心の醸成に寄与してきた。弁護士についていえば、多くの弁護士が、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士法第1条に規定された弁護士の使命を自覚し、国選弁護、当番弁護、法律扶助事件、各種委員会活動、社会的弱者救済のための公益的事件等に積極的に取り組み、弁護士に期待された社会的責任を果たしているが、これらの活動に従事する弁護士の強い使命感、公共心が、給費制に裏付けられた司法修習制度によって醸成されてきたという側面も見逃すことはできない。

## 3. 給費制廃止に伴う弊害

### (1) 過酷な経済的負担

現在の法曹養成制度において、法曹を目指す者は、2年又は3年間をかけて法科大学院を卒業する必要があるが、多くの法科大学院生は、法科大学院の入学金、授業料、教材費、さらには司法修習生になるまでの間に必要な生活費等のために、高額の負債を抱えている。日本弁護士連合会が、平成21年（2009年）11月に新63期司法修習予定者に対して実施したアンケート結果によると、回答者1528名中807名（52.81%）が法科大学院で奨学金を利用したと回答し、そのうち具体的金額を回答した783名の奨学金利用者が貸与を受けた金額は、最高で1200万円、平均でも318万8000円に

上っている。

このような現状において、給費制が廃止されると、多くの司法修習生は貸与制を利用せざるを得ないが、貸与額は基本額で月額23万円であるから、1年間の修習終了時点で276万円に上ることになる。法科大学院時代の負債額に関する前記アンケート結果を前提にすると、司法修習を終えた者の実に半数以上が法曹のスタートに立った時点で、平均して約600万円の負債を抱えることになるのである。

そして、最近の弁護士の就職難、勤務弁護士を経ることなく司法修習終了直後に自宅などで独立開業する「即独」弁護士の増加や、勤務弁護士の給与の低額化傾向からすると、これら法科大学院時代及び司法修習時代に生じた負債を、弁護士になってから返済しようとしても、決して容易なことではない。日本弁護士連合会による最近の調査結果によると、新63期司法修習生の43%が本年6月時点で就職先が決まっていない。この数字は、新61期が同時期で20%、新62期が30%であったのに比し、年々深刻化しているものであり、今後もこの傾向が改善する目処は立っていない。

以上の通り、給費制廃止により司法修習生に課される経済的負担は余りに過酷といわざるを得ない。

## (2) 有為で多様な人材の確保が困難になる

法科大学院の志願者数は、初年度の2004年（平成16年）度に7万2800名であったが、2010年（平成22年）度には2万4014名と大きく減少している。また、社会人の入学者数も、2004年（平成16年）度に2792名（全体の48.4%）であったが、2010年（平成22年）度には993名（全体の24.1%）にまで減少している。

法曹志望者の減少の背景には、既に述べたとおり、法科大学院の学費が多額に上る等、経済的負担が余りにも大きいことが指摘されている。

この上更に、給費制を廃止し、貸与制が導入された場合、将来のわが国の司法を支えるにふさわしい有為で多様な人材が、経済的理由から法曹への道を断念せざるを得なくなってしまう、「経済的事実から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう」という前記附帯決議において危惧された事態が現実化することになる。

## (3) 弁護士の公益的役割を果たせなくなる

給費制が廃止され、多くの弁護士が、弁護士登録時点で、多額の負債を抱えることになると、経済的に困窮した弁護士が、国選弁護をはじめとした公益活

動に従事する余裕を失い、営利性、収益性の高い業務のみに専心するという事態を招来することになりかねない。

弁護士が、国民から期待された公益的役割を放棄し、営利活動に重きを置いた場合、弁護士に対する国民の信頼が失われ、ひいては「法の支配」を社会の隅々にまで浸透させるという司法制度改革の基本理念に反する結果となることが強く危惧される。

#### 4. 結論

以上の通り、給費制の維持は、法曹養成制度の根幹をなすものであり、有為で多様な人材を法曹界に迎え入れるためには不可欠の制度である。

当会は、2003年（平成15年）8月27日、2004年（平成16年）6月10日、2009年（平成21年）8月26日、2010年（平成22年）6月10日に、会長声明を発し、司法修習生に対する給費制の維持を強く求めてきた。しかし、その後、裁判所法の改正等、給費制維持に向けた具体的な動きがないまま、改正裁判所法の施行期日である平成22年11月1日が目前に迫っており、給費制の維持のためには、もはや一刻の猶予も許されない状況にある。

よって、当会は、直ちに司法修習生に対する給費制の廃止及び貸与制の実施を内容とする裁判所法「改正」法を見直し、司法修習生に対する給費制を維持するよう、国会、政府、最高裁判所に強く求めるとともに、その実現のために全力を尽くす決意である。

以上

2010年（平成22年）9月7日

兵庫県弁護士会